

平成17年12月6日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成17年12月6日
開会 13時00分 閉会 13時54分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席委員 7名
委員長 坂本 偉 副委員長 中野敏勝
委員 豊島善江 堀川貴庸 永井繁樹 佐々木芳男 大野和政
- 4 説明員
教育部長 藤内和三 生涯学習課長 長谷繁 社会教育係長 吉本哲哉
- 5 傍聴者
勝毎記者
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件
議案第179号 幕別町公民館条例
議案第180号 幕別町民会館条例
議案第181号 幕別町ふるさと館条例
陳情第6号 「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情
陳情第7号 「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情
地方自治法第180条第1項に規定する委任事項について
所管事務調査の決定について
- 8 審査結果 別紙
- 9 審査内容 別紙

委員長 坂本 偉

◇審査内容

(13:00 開会)

○委員長（坂本偉） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議題につきましてはお手元に配布いたしました議案書のとおり、本委員会に付託されました議案第179号から議案第181号までの3議案及び陳情第6号、陳情第7号であります。

これより議事に入ります。

審査の進め方につきましては、1件ごとに議案の説明を受け、質疑、応答及び各委員のご意見をお聞きした後、討論がある場合は討論を行い、1議案ごとに採決いたします。

それでは、議案第179号、幕別町公民館条例を議題といたします。

説明を求める前に私の方から、今回出されました条例との整合性ということで、旧条例を委員の皆様へ配布したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

それでは配布します。

(資料配布)

それでは、提案者の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第179号、幕別町公民館条例の全部を改正する議案についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まずはじめに、本町の公民館は、幕別公民館、札内公民館、糠内公民館及び駒島公民館の4館ありますが、ご承知とは存じますが、幕別公民館は幕別町幕別町民会館、札内公民館は札内福祉センター、糠内公民館は糠内コミュニティセンターと同一施設であり、それぞれ幕別公民館は幕別町民会館条例、札内公民館は幕別町福祉センター条例、糠内公民館は糠内コミュニティセンター条例の規定に基づきまして管理運営を行っているところでございます。したがって、今回全部改正となります幕別町公民館条例につきましては、単独施設であります駒島公民館の管理運営についてを規定するものでありますことをあらかじめご理解いただきたいと思います。と存じます。

それでは、幕別町公民館条例の全部を改正する議案についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、現行条例として、幕別町公民館条例、いわゆる設置条例と、幕別町公民館使用条例の2つの条例があり、これにより公民館の管理運営を行っているところであります。今回この2つの条例を1本化して明確な条例に改正し、あわせまして他の社会教育施設条例の規定との統一を図ることと、昭和26年に制定された現行条例の表現を改める目的から、今回全部を改正しようとするものであります。以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条設置、第2条名称及び位置、第3条使用の承認につきましては、現行の公民館条例の第1条及び第2条、公民館使用条例第1条及び第2条を整理して規定するものであります。

第4条使用の不承認につきましては、他の社会教育施設条例との統一を図るため、新たに規定するものであります。

第5条使用料につきましては、現行の公民館使用条例第3条及び第5条を一本化して規定するものであります。

第6条目的外使用等及び第7条特別設備の設置等につきましては、他の社会教育施設条例との統一を図るため、新たに規定をするものであります。

第8条使用の承認の取り消し等につきましては、現行の公民館使用条例第6条の表現を改めて規定するものであります。

第9条原状の回復につきましては、他の社会教育施設条例との統一を図るため、新たに規定するものであります。

議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

第10条損害賠償につきましては、現行の公民館使用条例第8条の表現を改めて規定するものであります。

第11条委任につきましては、現行の公民館条例第5条附則及び公民館使用条例第9条を1本化して規定するものであります。

附則第2項につきましては、公民館に関わる規定を本条例に統合することにより、幕別町公民館使用条例を廃止するものであります。

附則第3項につきましては、この条例の改正前になされた処分、手続き、その他の行為の効力が生かされるよう経過措置を設けるものであります。

別表の使用料に係る表につきましては、現行の幕別町公民館使用条例の別表を他の社会教育施設の使用料に係る費用と統一するため、改めるものであります。表の組み方を改めたもので、料金の変更はございません。

また、現行の幕別町公民館条例及び幕別町公民館使用条例には、葬儀費用の特例に係る料金が規定されていなかったため、今回別表後段に葬儀使用の特例に係る料金を新たに規定するものであります。

葬儀使用の料金につきましては、公民館の規模が近隣センターとほぼ同等であり、各部屋の使用料が同一でありますことから、現行の幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例、別表1に規定されております葬儀使用の特例に係る料金と同額を規定しようとするものであります。

さらに、現行幕別町公民館使用条例、別表に規定してございました備品使用料につきましては、現状として駒島公民館に映写機、幻燈機、テープレコーダが公民館に備え付けられていないこと、また、マイクについては大広間の附属設備でありますことから、今回別表の備品使用料に係る表を削除するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊島委員。

○委員（豊島善江） 今の説明の中で、幕別町公民館条例は、実態としては駒島公民館のことを言っているご説明だったと思います。

それで、他の公民館は幕別町民会館だとかそういう形で条例が別にあるということだったんですけども、それでもこの公民館の名称及び位置の中にはこういうふうに記載なくてはならないということになるんでしょうか。そういうことだとしたら、駒島公民館条例

だとかそういう形でやった方がずっとすっきりしてわかりやすいのではないかと思うんですが、その辺は何かあるのでしょうか。

○委員長（坂本偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） そのことについては、今回改正案を作るにあたって私どもも一番気になったところです。おっしゃるような姿にはしたかったのですが、実は公民館という名前が、過去の施設には被さっていたんですね。町民会館ができる前にはここにも公民館がございましたし、札内も糠内も、ということなんですよ。

公民館法の中に国庫補助を受けた市町村は、こんなような場合は補助金を国庫に返還しなければならないという決まりがありまして、その中に公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、あるいは公民館法に掲げている目的外の用途に使われた場合は、補助金は返還ですよという、定めがあります。例えば、町民会館であれば、かつての公民館が既にありませんけれども、その機能は町民会館に引き継がれた、そんなふうな取扱いでずっと実はきているんです。

そういったことで、この条例から一気に3館とも外すというのは、補助年限つまりは耐用年数のことですか、そういったことから考えて少し早いのかなということ、極めて条例上は2本立てと言いますか、2枚看板と言いますか、わかりづらいところはあるんですが、今の状況ではちょっといたしかたないのかなというふうに考えております。

○委員長（坂本偉） よろしいですか。

○委員（豊島善江） はい。

○委員長（坂本偉） 他に質疑ありますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、討論に入りたいと思います。討論ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） ございませんので、討論を終わります。

それでは、採決いたします。

本案は原案を可とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第180号、幕別町民会館条例を議題といたします。説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（藤内和三） 議案第180号、幕別町民会館条例の全部を改正する議案につきまして、ご説明申しあげます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきまして、現行条例では使用の許可という表現をしておりましたが、使用の承認という表現が適切であるということ、使用料及び備付備品について現状に合わせるため、現行条例の条項を整理し、より明確な表現に改め、あわせまして他の社会教育施設条例の規定との統一を図る目的から、今回全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申しあげます。

第1条設置及び第2条名称及び位置につきましては、現行条例第2条を設置目的にかか

部分と、名称及び位置の部分を分離して規定しようとするものであります。

第3条使用の承認及び第4条使用の不承認につきましては、現行条例第4条使用許可及び第5条使用の不許可の表現を改めようとするものであります。

第5条使用料につきましては、現行条例第6条及び第7条を1本化して規定するものであります。

議案書9ページをお開きいただきます。

第6条目的外使用等、第7条特別設備の設置等、第8条使用の承認の取消し等、第9条原状の回復、第10条損害賠償及び第11条委任につきましては、現行条例第8条目的外使用等の禁止、第9条特別施設の設置等、第10条使用許可の取消し等、第11条原状回復、第12条損害賠償及び第13条委任規定の表現を改めようとするものであります。

別表第1備考の第1号から第7号につきましては、町民会館の利用形態が百年記念ホールの利用形態に類似しておりますことから、幕別町百年記念ホール条例、別表1備考の各号と統一を図るため、超過料金の額及び商業活動の目的で使用する際の負担額の割合を改めるものであります。

別表第2につきましては、現在レコードプレーヤー、8ミリ映写機、盃の備品が備えられておりませんことから、別表第2から削除するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本偉） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

豊島委員。

○委員（豊島善江） これ大きく変わったところと言えば、管轄が総務の方から教育委員会に移ったということだと思のですが、その理由というのは、先ほどの公民館条例との関係ということなんでしょうか。他にも何か理由があったらお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（坂本偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） それぞれの条例が制定された時に、どうしてそうになっていたのかというのはちょっと過去の書類がなくてつかめないんですけども、実際には教育委員会が今回お示ししている条例全部そうなんです、施設の管理自体はずっと教育委員会が行ってきております。

それで、条例に沿っていった場合には、使用申請書を教育委員会が管理しているのに、町長宛てへの申請書となったりですとか、やはり利用者の方にちょっとわかりづらい部分が、条例だけではなくて、それら辺は規則の規定になっているんですけども、そういったことをこの機会にきちんと定めていこうと、今までは町長から教育委員会に委任されていたことがあるんですけども、管理は実際そうになっているのですが、条例と実際のところが必ずしも一致していなかったということで、そういったことで今回の改正ということでございます。

○委員長（坂本偉） よろしいですか。

○委員（豊島善江） はい。

○委員長（坂本偉） 他に質疑ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 他に質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に討論を行います。討論ございますか。

(なしの声あり)

○委員長(坂本偉) ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

次に、議案第181号、幕別町ふるさと館条例を議題といたします。説明を求めます。

教育部長。

○教育部長(藤内和三) 議案第181号、幕別町ふるさと館条例の全部を改正する議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、昭和54年に制定されました現行条例の表現をより明確な表現に改め、あわせて他の社会教育施設条例の規定との統一を図る目的から、今回全部を改正しようとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条設置につきましては、設置目的を幕別町における学術文化の振興を図るため、に改めるものであります。

第2条につきましては、見出しを名称・位置から名称及び位置に改めるものであります。

第3条事業につきましては、事業内容を幕別町の考古及び歴史等に関する資料を収集、保管及び展示して、一般の利用閲覧に供するものにする、に改めるものであります。

第4条入館制限につきましては、現行幕別町ふるさと館管理規則で規定しておりましたものを、条例での規定に改めようとするものであります。

第5条入館料につきましては、現行幕別町ふるさと館条例第4条入館料及び第5条入館料の減免を一本化して規定するものであります。

第6条損害賠償につきまして、現行幕別町ふるさと館管理規則で規定いたしているものを、条例での規定に改めようとするものであります。

第7条委任につきましては、委任事項を幕別町教育委員会が定めるから教育委員会規則で定めるに表現を改めようとするものであります。

別表の入館料につきましては、幕別町忠類ナウマン象記念館条例の料金表との統一を図るため、表現を改めるものであります。

なお、幕別町公民館条例、幕別町民会館条例、及び幕別町ふるさと館条例の施行月日は、いずれも平成18年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(坂本偉) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(坂本偉) 質疑がございませんので、質疑を終わります。

次に討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長（坂本偉）　ございませんので、討論を終わります。

採決をいたします。

本案は原案を可とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉）　異議がないものを認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで、説明員の方には退席を願いますので、暫時休憩いたします。

（13：23 休憩）

（13：24 再開）

○委員長（坂本偉）　それでは休憩を解いて再開をいたします。

これより付託されました陳情の審査を行います。

まず最初に、陳情第6号「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。本陳情に対する皆さんのご意見をお伺いいたします。

永井委員。

○委員（永井繁樹）　これらの内容については、過去の委員会の中でも取り上げられているケースがあると思うんですね。それで私の記憶の中では、ほぼ同じ内容で取り扱って、それなりの結論を出しておりますので、当時たしかそれは採択の方向でいっていると思いますけれども、ほぼ同じだと思いますから、私はそれに倣って結論を出されるのが一番いいのかなと思います。以上です。

○委員長（坂本偉）　他にご意見ございませんか。

今永井委員の方から意見が出ましたけれども、以前にも平成15年9月と16年12月に議会で採択しているという経緯がございます。

それではご意見ございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉）　それではないようでございますので、討論を省略して採決したいと思いますよろしいでしょうか。

それではこれより陳情第6条の採決をいたします。

陳情第6号「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情は、採択とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉）　異議なしと認めます。したがって、陳情第6号「教育基本法を堅持し、憲法・教育基本法の理念を生かした教育の実現を求める意見書」の提出を求める陳情は、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第7号「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。本陳情に対する皆さんのご意見をお伺いいたします。

豊島委員。

○委員（豊島善江）　陳情ですから、ちょっと聞きたいなと言う部分なんかも、中には細かく言えばあることはあるんです。ただ、全体の方向として、やはり今の道路財政の中でここに書いてありますけれども、なぜこういう財政になってきているのかというところを

きちんとしなさいという中身だとか、それから住民に、道民にツケを回すようなそういう改革では駄目なんだよということが、この中には盛り込まれていると思うので、私はそのとおりだなというふうに思っています。

一番のやはり大事なところは、財政難を道民に、今までしわ寄せがきているというところなんですよね。例えば私学助成をなくしていただくとか、今まで道でみていた橋本病の難病患者の助成を削っていただくとか、そういうのがどんどん削られてきている。こういうところを正さなければならぬと思いますし、それから、未だに私は道の財政危機に陥った大きな原因というのは、やはり必要がない大型の開発事業、例えば苫東開発だとか、石狩湾新港だとか、そういう開発に対する道のお金の使い方、こういうところが非常に問題があったのではないかとこのように思っています。

このことが今回の陳情項目の中にも書かれているものですから、概ね私はこれは賛成したいというふうに思っています。

○委員長（坂本偉） 他にご意見ございますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 私も今お話あったように、この願意に対しては賛成したいなというふうに考えております。道民の全ての方が、特に項目5つ挙がっていますけれども、こういう思いを持っているだろうと。なんとして私たちの生活が楽になるような道政をやってもらいたいという意向ですので、これをなんとか生かしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（坂本偉） 他にご意見ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、ないようでございますので討論を省略しまして、採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、これより陳情第7号の採決をいたします。

陳情第7号「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情は、採択することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号「北海道財政の再建についての意見書」の提出を求める陳情は、採択することに決定いたしました。

それではその他の方に入りたいと思います。

まず、その他の1つめとして、今朝の議運でも話がありましたとおり、地方自治法第180条第1項に規定する委任事項について、これについて協議をいたしたいと思います。

ご意見をいただきたいと思います。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 今朝ほどの議長からのご説明で、賠償責任等額の額の範囲を軽度の事例に関わってはどうかということかということだと思っておりますけれども、端的に申しあげて、軽度というのはどういうのを軽度というかという範囲はやはり決めなければならないと思うんです。過去の50万以上というのは、専決処分から外したいということで、

専決処分をしないということになってはいますが、今回についてもやはり軽度の範囲を明確にしないと、色々な部分でやりづらい部分も出るでしょうから、私は軽度というのは、考え方は色々でしょうけど、10万以下が妥当でないかなと。5～6万では多分かなりの問題、支障が起きると思います。ちょっとした事故でも5万から10万の間はいくでしょうから。ある程度スムーズにことを運ぶために、こういう措置をするのでしたら、10万以下くらいが適当なのではないかなという意見を含めて、もし皆さんも金額的な問題があればここで議論をされてやられたらいいのかなと私は思いますけれども。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 朝、議運の結果というのも私も聞いたんですけども、それを今この場所で論議するという事なんですか。そういうふうなことなんですか。

（そうですの声）

今日やるんですね。それであるんだったら、きちんと資料だとかも用意してもらいたいと思うんですね。例えば議会にかけないで賠償責任をとということであれば、例えば他町村はどうなっているのかだとか、十勝管内の状況はどうかだとか、そういうことも知らないとちょっと私はなんとも言いかねない。ちょっとわからないです。

○委員長（坂本偉） 暫時休憩いたします。

（13：35 休憩）

（13：48 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩を解いて再開いたします。

皆さん、このことについては大変重要なことと認識しておられると思います。そういうことで、継続ということによろしいでしょうか。会期中の継続ということによろしいですか。

（はいの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、地方自治法第180条第1項に規定する委任事項については、継続審議にいたします。

それでは、その他の中の所管事務調査の項目の決定について審議いたします。

皆さんの方から何か調査項目があれば出していただきたいと思います。

今回は学校教育ということだけの、1点でございました。

暫時休憩します。

（13：50 休憩）

（13：52 再開）

○委員長（坂本偉） それでは、休憩を解いて再開いたします。

今、所管事務調査の内容が配布されましたけれども、前回エの土地利用及び開発調整に関する事項、それからオの国土調査及び統計に関する事項、これが残っておりますので、この2点を調査したいと思います。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、確認いたします。

閉会中の所管事務調査項目は、エの土地利用及び開発調整に関する事項、オの国土調査及び統計に関する事項、ということに決定いたしました。

それでは、その他の委員の方々、ご意見ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（坂本偉） それではないようでございますので、これで総務文教常任委員会を閉会いたします。

次回の委員会の日程につきましては、正副委員長にお任せさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

それでは閉会いたします。

(13：54閉会)